

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症予防対策は、市民のみなさん一人ひとりが咳エチケットや手洗いなどにしっかりと取り組んでいただくことがとても重要です。

風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるなど、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。特に高齢者や基礎疾患がある人については、重症化しやすいため、人混みの多いところはできるだけ避けるなど、感染予防にご注意ください。

市ホームページ
「新型コロナウイルスに
関連したお知らせ」▶



特別定額給付金の支給について

特別定額給付金とは、4月20日に国で定められた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一つで、感染症拡大防止に気をつけながら、簡素な手続きで迅速に家計への支援を行うための国の施策です。

本市でも、国の概要・目的に基づき、下記の要領で実施します。 園総務課 (☎ 82-1121)

給付対象者・受給権者	・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人 ・受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主
給付額	給付対象者1人につき、10万円
申請方法	感染拡大防止の観点から、申請方法は原則以下のとおりです。 ・郵送による申請 ・オンラインによる申請(マイナンバーカードをお持ちの人)
給付方法	原則として、受給権者(世帯主)本人名義の銀行口座へ振込み
受付開始日・給付開始日	可能な限り速やかに受付開始・給付開始を行います
申請期限	郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

⚠ 特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください ⚠

■特別定額給付金に関して

- 市や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

■もしかして?不安になったらすぐ電話!

市や総務省などをかたる不審な電話がかかってきたり、不審な郵便やメールが届いたりしたら、すぐに相談してください。

- 消費生活センター(生活安全課内 ☎ 82-1139)
- 消費者ホットライン188(局番なしの3桁番号)
- 最寄りの警察署(山陽小野田警察署 ☎ 84-0110)
- 警察相談専用電話(#9110)

